

本講義資料のご利用にあたって

本講義資料内には、東京大学が第三者より許諾を得て利用している画像等や、各種ライセンスによって提供されている画像等が含まれています。個々の画像等の利用については、それぞれの権利者の定めるところに従ってください。

著作権が東京大学の教員等に帰属する著作物については、非営利かつ教育的な目的に限り複製および再配布することができます。

ご利用にあたっては、以下のクレジットを明記してください。

クレジット：

The University of Tokyo 学術フロンティア講義 2024 小川 真理子



東京大学
学術フロンティア講義「ジェンダーを考える」

相談支援とジェンダー

東京大学多様性包摂共創センター (IncluDE)
ジェンダー・エクイティ推進オフィス副オフィス長
特任准教授 小川 真理子

今日の講義の流れ

- ▶ DVの実態とDV被害者支援
- ▶ DV防止法とDV被害者支援制度
- ▶ 婦人保護事業から
困難女性支援法の成立へ

なぜDV被害者には民間による支援が必要なのか

ドメスティック・バイオレンス (DV) (Intimate partner violence (IPV))

▶ DVの定義：

夫婦や恋人など親密な関係にある人（あつた人）から振るわれる身体的、精神的、性的暴力等

様々な方法で自由や人間としての尊厳を奪い支配
(control)すること

民間DVシェルターなどのスタッフ 平均報酬月約10万円 全国調査



民間シェルター等
(一時保護機能をもつ
NPO・NGO)

DV被害者を匿い支援
利用者の安心と安全を
確保
場所は非公開

スタッフ
高齢化、人材の不足

全国100カ所以上

1. DVの実態とDV被害者支援

DVの発見と通報

- ▶ 配偶者からの暴力を受けている者を発見した人：
配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）、警察官に通報するよう努める
- ▶ 医師及び医療従事者：
配偶者からの暴力によるケガなどを発見した場合、警察やDVセンター等へ通報することができる



- ・ 医療関係者による通報の際は、暴力被害を受けた者の意思を尊重する。通報により守秘義務違反に問われることはない
- ・ DV被害を受けた人が支援につながる

プライベートな悩みと社会

▶新しい社会問題：ドメスティック・バイオレンス

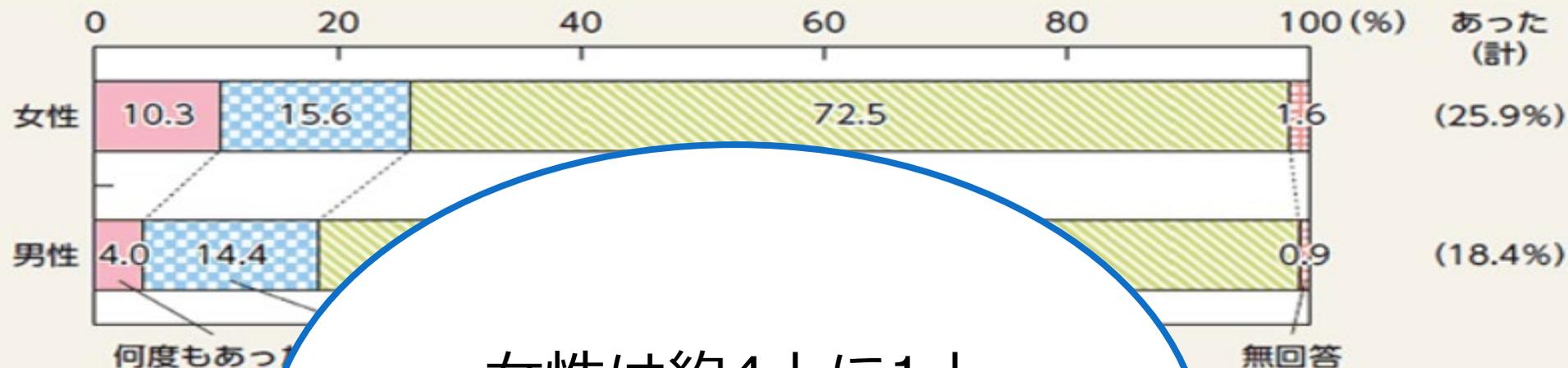
▶特 徴：

恋愛や性など個人的な問題として起こり、社会全体の人々の利益や国家などの大きな権力をもつ相手に責任を問うような出来事でない

悩んでいる本人も被害者・加害者として認識することが難しい場合がある

DVの実態 配偶者からの被害経験

I-7-1 図 配偶者からの被害経験



女性は約4人に1人
男性は約5人に1人が
被害経験がある

(備考) 1. 内閣府「男

2. 全国20歳以

1,803人、男

3. 「身体的暴行」

用語の定義は以

「身体的暴行」：な

「心理的攻撃」：人格

視するな

いかと恐怖を

「経済的圧迫」：生活費を渡さない、給料

「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

結果による。集計対象者は、女性

被害経験について調査。それぞれの

するなどの身体に対する暴行。

メールなどを細かく監視したり、長期間無

しくは自分の家族に危害が加えられるのではな

外で働くことを妨害されるなど。

見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

DV事件総数と被害者の男女別割合

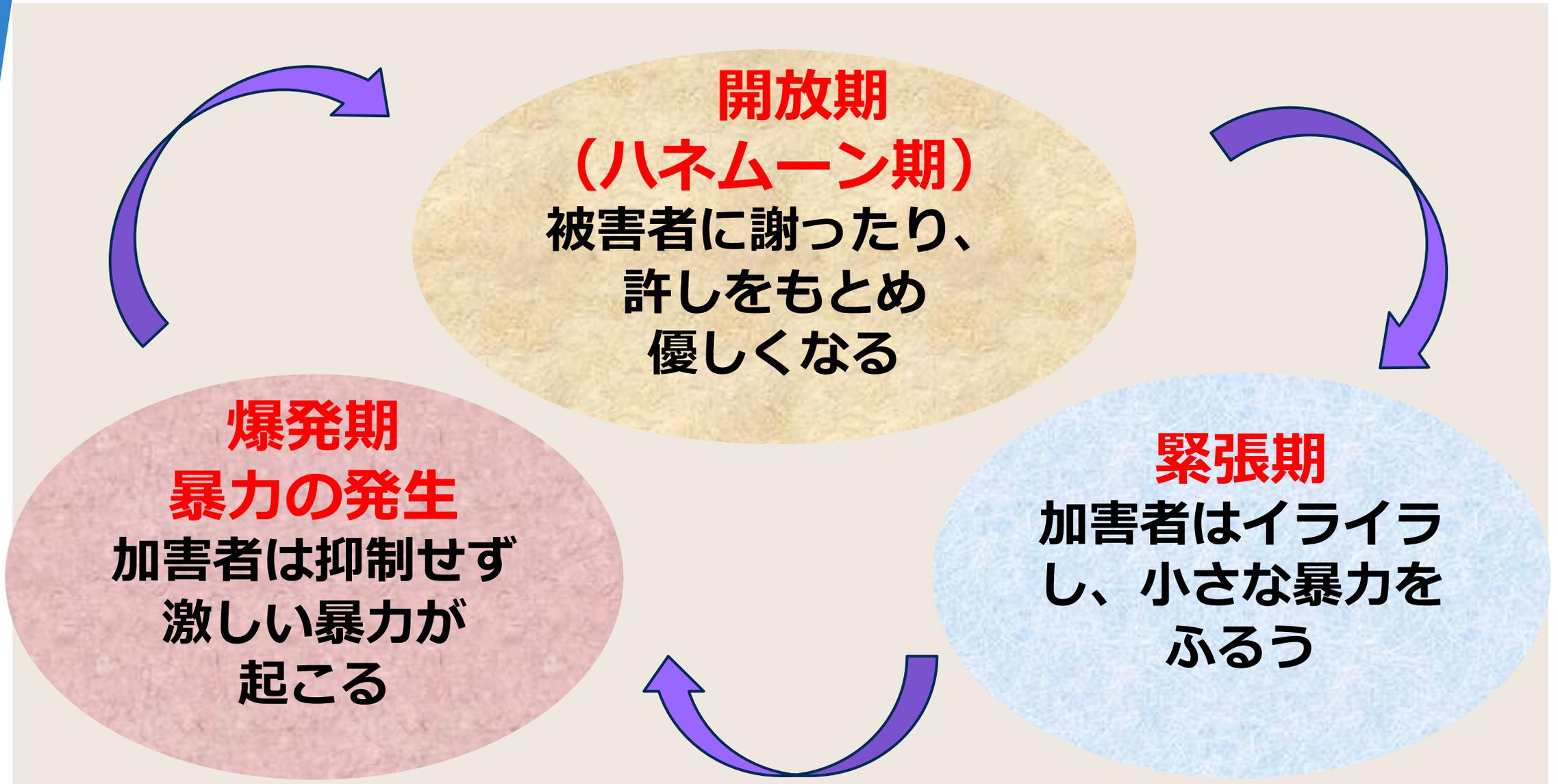
I-7-2 図 配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数、令和2（2020）年）



(備考) 警察庁資料より作成。

(内閣府男女共同参画局, 2021)

暴力のサイクル



2. DVが社会問題になるまでの経緯 DV防止法制定、改正過程

国際的な動向

- ▶ 1960年代 欧米で女性解放運動が起こる
「個人的なことは政治的なことである」
The Personal is Political
- ▶ 1970年代 欧米で女性に対する暴力撤廃運動が起こる
- ▶ 民間の女性たちがDV被害女性を保護
シェルターを設立

- ▶ 1995年 第4回世界女性会議（北京女性会議）
において女性に対する暴力に焦点
女性に対する暴力は人権侵害

国内の動向

- ▶ 1990年代初め 民間女性グループによる日本初のDV調査を契機にDVへの社会的な関心が集まる
- ▶ 1997年 旧総理府（現内閣府）男女共同参画審議会「女性に対する暴力部会」設置

- ▶ 1999年 「女性に対する暴力のない社会を目指して」 答申
→ 暴力の実態把握と法制面での検討
- ▶ 1999年9月 旧総理府（現内閣府）
初の「男女間における暴力に関する調査」実施
(以降3年に1度実施)
- ▶ 20歳以上の成人女性中 5人に1人が「生命の危険」を感じる程の暴力を経験
- ▶ 「シェルター運動」 民間シェルター7カ所からの出発

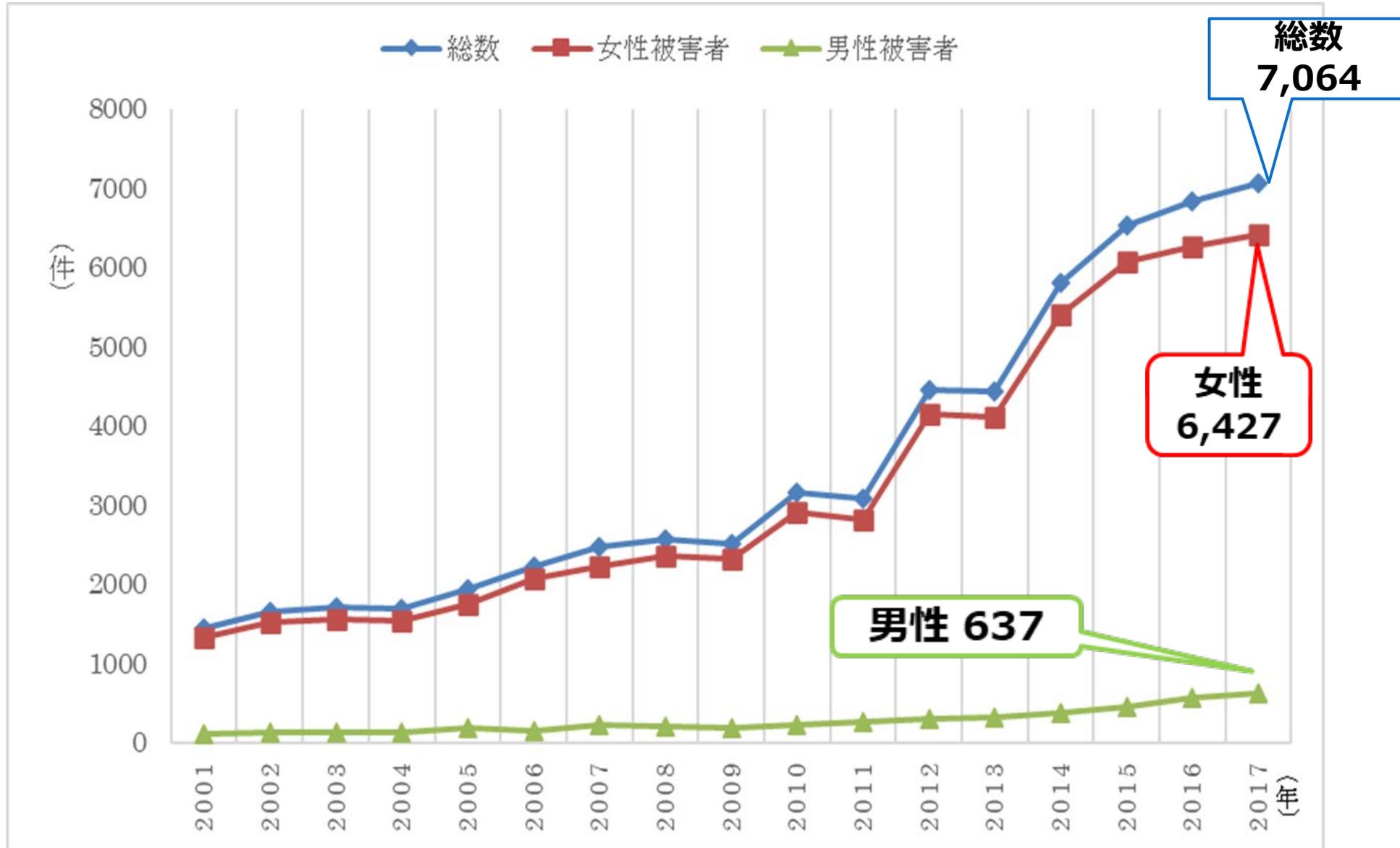
2001年 配偶者暴力防止法（DV防止法）の成立

- ▶ 立法の推進力となった当事者・支援者
- ▶ **保護命令制度**の導入
- ▶ 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）設置
（全国300カ所以上）
 - ・ 相談，カウンセリング，被害者やその同伴家族の一時保護，
各種情報提供

D V 防止法制定と改正過程

- ▶ 2001年 DV防止法制定
公的機関中心のDV被害者支援制度が開始
- ▶ 2004年 第1次DV防止法の改正
都道府県へのDV基本計画の義務付け
- ▶ 2007年 第2次DV防止法の改正
市町村へのDV基本計画の努力義務
- ▶ 2014年 第3次DV防止法の改正
同居する**交際相手**からの暴力が法の適用対象に
- ▶ 2019年 第4次DV防止法改正
配偶者暴力相談支援センター（等）と児童相談所との
連携

配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者の男女別推移（検挙件数）



出典：小川，2019「震災とDV被害者支援」

D V 防止法施行から20年以上

DV被害の多様化、複合化等：生活困難、病気、障がい等
→支援体制の不備

相談件数と一時保護件数、保護命令件数の落差
→DV被害者支援制度の行き詰まり

DV相談件数11万超（2018）

DV被害者の一時保護件数の減少（2015～, 5,117件） 4,052人（2018）

保護命令利用の減少（2016～）

2010年保護命令既済3,114件中認容2,434件

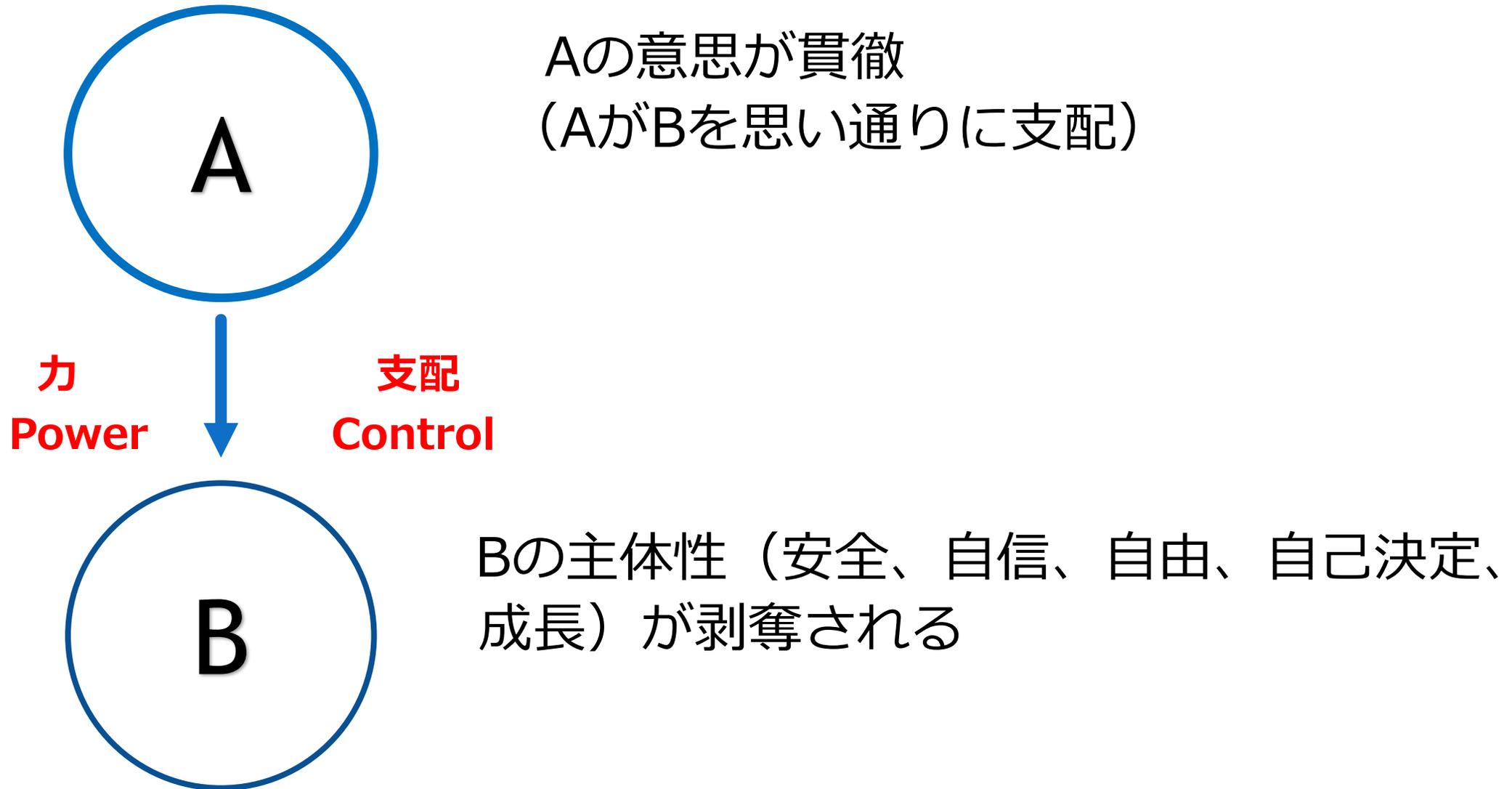
2019年既済1,998件認容1,591件

3. 恋愛と暴力の境目

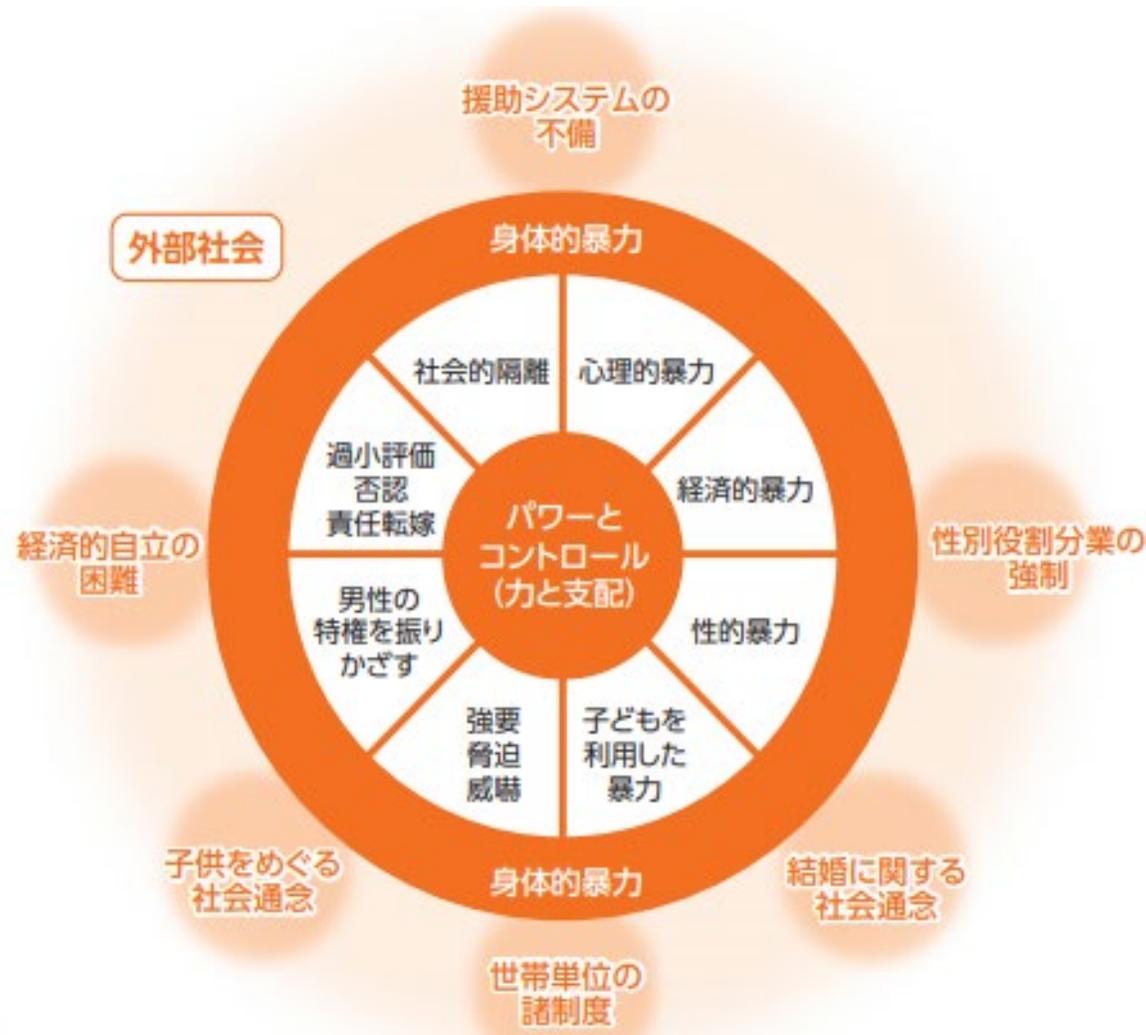
- ▶ デートDV : dating violence
恋人同士の間で起こる暴力のこと
- ▶ デートDVの被害者
女性の約6人に1人, 男性の約12人に1人
- ▶ 被害を受けた女性の約3割、男性の約4割は
どこにも相談していない

(内閣府, 2021)

デートDVとはなにか



パワーとコントロールの車輪



「夫（恋人）からの暴力」調査研究会著,2002『ドメスティック・バイオレンス』有斐閣

デートDV：暴力の種類

- ▶ 身体的暴力：殴る、ける、髪の毛を引っ張る、腕などを強くつかむ
- ▶ 精神的暴力：殴る、馬鹿にしたり、傷つく言葉をいう、携帯電話をチェックする
- ▶ 性的暴力：キスや性行為を強要する、避妊の協力をしない、AVを無理やり見せる
- ▶ 経済的暴力：借りたお金を返さない、デート費用をいつも払わせる
- ▶ 社会的暴力：携帯やスマホの使用を制限する、友達や家族と引き離す

伝わらない悩み：DV問題の難しさ

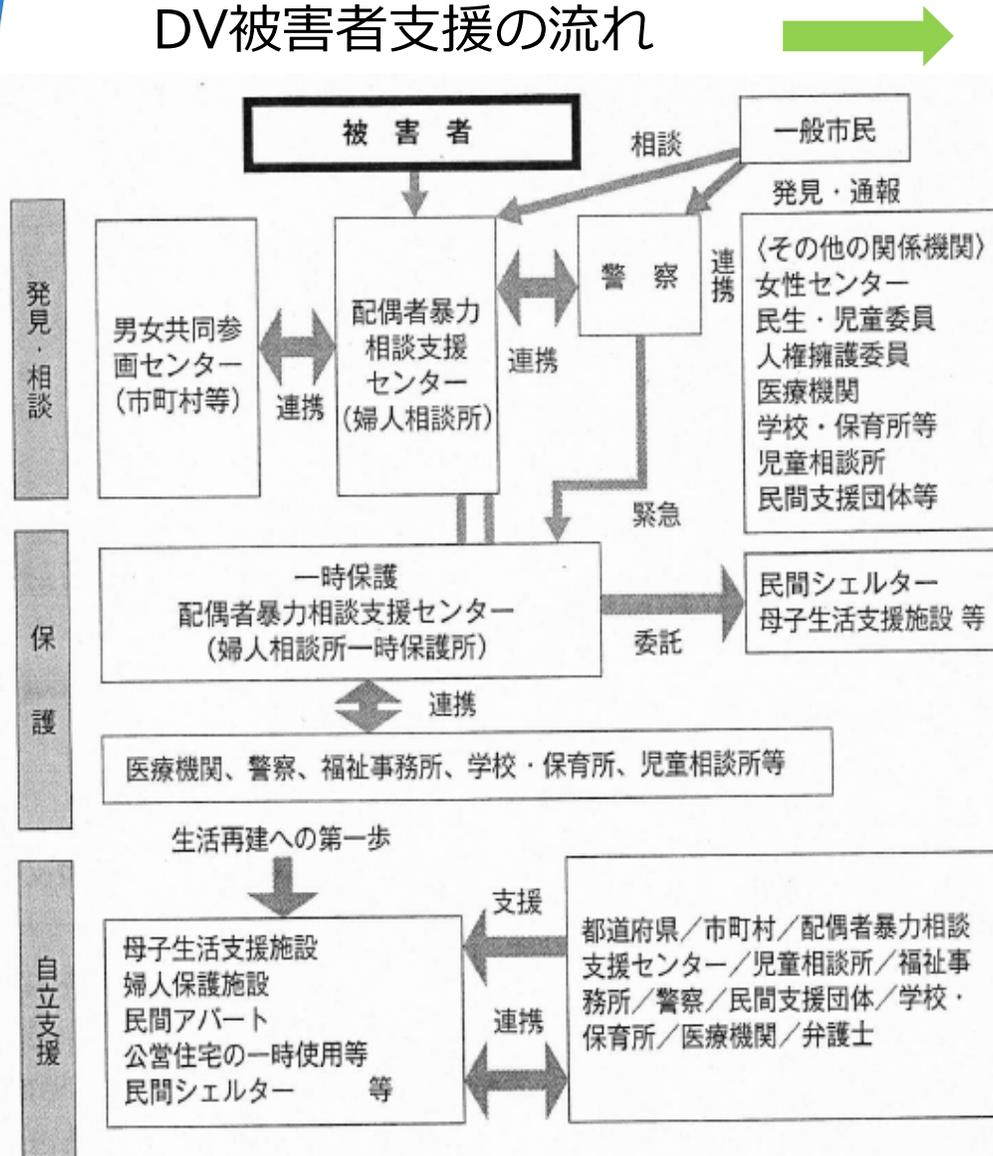
- DVという言葉は社会に認知されつつあるが、DV被害への理解や被害者への支援は十分ではない
- DVは個人的な問題ではなく、社会構造上の問題として理解されていない
- 夫婦や恋人のことは特別にそれを許し、見逃すとらえ方が根深い
- 夫婦や恋人の関係に介入すべきではない

4. DV被害者支援制度の問題点

- 総合的な制度の未確立、関係機関間の連携の困難、地域間格差
- 支援の選択肢がない
逃げる – 一時保護 – 保護命令 – 離婚調停 – (自立支援)
- 状況・段階に応じた支援メニューの選択肢が必要
- 危険回避が最優先
- 被害者の負担の大きさ
- 制度のはざまにおかれた被害者

DV被害者支援の流れと一時保護前後の断絶

DV被害者支援の流れ



被害者に寄り添った切れ目のない支援
(民間シェルターのめざす支援)

- 被害の発見、気づき
- 被害を受けている時
- 一時保護
- 一時保護後の生活再建

- 支援の切れ目
- 公的DV対応
- 一時保護前後に支援の断絶
- 制度と運用の齟齬

公的DV対応の課題

DV被害者に的確な情報提供ができていない
相談しても一時保護につながらない

一時保護を断られた

理由：直近の暴力がない、加害者と別れる意思が固まっていない、退所後の見通しが立っていない、所持金がある、等

一時保護基準が不明確

地域間格差

一時保護所での集団生活と規則
(若年女性と携帯、外出規制)

一時保護所での支援内容

一時保護所退所後の自立、生活再建

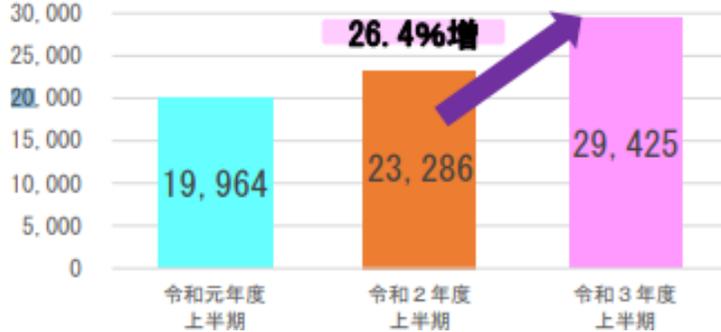
著作権の都合により
紙面を削除しました。

毎日新聞
2017年4月21日（金）朝刊

性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センター

- ▶ 被害直後からの総合的な支援を可能な限り1カ所で提供
24時間365日運営、産婦人科医療、支援のコーディネート

全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
(47都道府県)の相談件数の推移



出典:内閣府「女性版骨太の方針2022」説明資料

- ▶ 子どもの性被害防止プラン
 - ・子どもの性被害事犯に対する取り締まり強化 (SNS不適切な書き込み対応、児童保護)
 - ・学校関係職員の対応力向上
 - ・児童相談所の体制強化
- ▶ 子ども・若者の性被害防止の取組

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/boushi_01.pdf

国による民間シェルターへの財政支援と新たな動き

2020年4月 初の民間シェルターへの支援関連予算（**2.5**億円）

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（1団体上限1千万円）

2020年4月20日 DV相談体制等の拡充

（SNS、メール、WEB、24時間対応、10カ国語対応）

2020年9月 民間シェルター等による配偶者暴力被害者等の支援の充実のための調査
研究事業

2021年3月 DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する
調査報告書

2021年4月 民間シェルターへの支援関連予算（**3.5**億円）

2021年5月 「DV被害者支援における機関連携及び**加害者対応に関する調査研究**」
報告書

欧米・アジアのシェルター：行政府が財政支援、運営基盤安定、防犯体制も整備

5. 婦人保護事業と女性支援

売春防止法（1956）を設置根拠として女性を支援⇒2024年4月より
新たな法が施行

1) 婦人相談所

全国各都道府県49か所、相談機能、一時保護機能

一時保護平均在所期間14.8日

一時保護理由7割以上がDV

2) 婦人相談員

47都道府県に約1,500人 婦人相談所や福祉事務所に配置

2割が常勤、3年未満の相談員が5割以上

3) 婦人保護施設

都道府県に47か所 中長期的支援 概ね1ヵ月以上

入所者数・定員減少傾向、婦人相談所と併設が多い

2022年 困難な問題を抱える女性支援法成立（2024年4月施行）

- ▶ 家庭内暴力（DV）や性被害、貧困など様々な困難を抱える女性への支援強化
- ▶ 目的：女性の人権尊重や福祉の増進
- ▶ 都道府県：「女性相談支援センター」（旧婦人相談所）の設置義務づけ
相談対応、緊急時の一時保護、売春防止法で定めた「婦人相談所」を
転換して発足
- ▶ 都道府県：民間団体と協働して、困難に直面した女性に居場所を提供
行政側から支援に出向く「アウトリーチ」の体制、手続き時の関係機関
への同行業務、問題を抱えながらSOSを出せずにいる女性を相談対応や
支援につなげる

▶ 困難女性支援法において公的
部門の相談支援の重要な役割を担
うとされる、「婦人相談員」
（女性相談支援員に改称）をめぐ
る課題

「婦人相談員」

8割が非正規

5割が心身不調経験

負担大きく雇用不安定

著作権の都合により画像を削除しました。

毎日新聞オンライン
2023年10月28日

「困難抱える女性の相談員、
6割が月収20万円以下
支援に影響懸念」

<https://mainichi.jp/articles/20231028/k00/00m/040/241000c>

2023年 改正DV防止法成立（2024年4月施行）

- ▶ 接近禁止命令等の対象範囲：精神的DVに拡大
- ▶ 接近禁止命令等の期間：「6か月」から「1年」に延長
- ▶ 命令に違反した場合の罰則：
「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」に引き上げ
- ▶ 命令の禁止行為：連続した文書送付やSNS送信等
- ▶ 都道府県における関係機関等から構成される協議会の法定化

困難女性支援法、及び、改正DV防止法

民間団体との協働、連携強化

困難女性支援法	改正DV防止法
民間の団体との協働による支援	DV基本計画等への国、自治体、民間団体等の連携記載の義務化による民間団体との連携の強化



内閣府『共同参画』3・4月号 巻頭言

「当事者のニーズを尊重した支援：2023年改正DV防止法施行にむけて」小川真理子

<https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2023/202403/202403.html>

日本のDV被害者支援を先駆的に行う民間シェルター

- 1) 法的根拠なし
- 2) 利用者の受入：DVから逃れてきた緊急性の高い主に女性及びその子
スタッフが対応できる範囲において国籍、年齢、障がいによる
制限無しで受け入れる所もある
- 3) DV防止法によりDV被害者と同伴児の 「一時保護委託先」
- 4) 利用期間：平均1ヵ月から3ヵ月
- 5) 支援内容：一時保護、生活再建支援、同行支援、啓発活動、立法運動
中長期的な支援、カウンセリング、子どもの居場所づくり、母子への支
援プログラム、加害者更生プログラム、ファシリテーター養成講座、地域
でのサポートグループ等
- 6) 民間シェルターをめぐる課題：運営問題、人的不足

【参考文献】

- Ogawa,M.(2019). The Role of Women' s Shelters and the Women's Movement in Japan, Pande, R., Vanka,S.(ed.), *Gender and Structural Violence*. Jaipur, India: Rawat Publishers.
- Ogawa, M.(2023) , Disasters and domestic violence: Making structural injustice toward women after the Great East Japan Earthquake, Novikova,N., Gerster, J., Hartwig,M., (eds), *Japan's Triple Disaster Pursuing Justice after the Great East Japan Earthquake, Tsunami, and Fukushima Nuclear Accident*, Routledge.
- 伊田広之 (2011) 『ストップ！デートDV』 解放出版社.
- 伊藤公雄・牟田和恵編 (2012) 『ジェンダーで学ぶ社会学[新版]』 世界思想社.
- 戒能民江編著 (2013) 『危機をのりこえる女たち』 信山社
- 戒能民江、堀千鶴子編著 (2024) 『困難を抱える女性を支えるQ&A』 解放出版社.
- 内閣府 (2019a) 「DV等の被害者のための民間シェルターの現状について」.
- 内閣府 (2019b) 「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書.
- 内閣府 (2019c) 「DV等の被害者のための民間シェルター等に関するアンケート調査」

【参考文献】

- 内閣府男女共同参画局（2021）『令和3年版男女共同参画白書』．
- 小川真理子、川面充子、須賀朋子（2024）「日本における婦人相談員の専門性と労働状況の課題 —2022 年全国婦人相談員実態調査—」、『東京大学大学院情報学環紀要情報学研究・調査研究編』第 40号、pp.1-50.
- 小川真理子、小口恵巳子、柴田美代子（2020）「日本とシンガポールにおけるDV被害を受けた母子への支援と法制度に関する一考察」『アジア女性研究』第 29号、pp. 37-54、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム.
- 小川真理子(2019) 「震災とDV被害者支援—東日本大震災被災地における行政・民間へのインタビュー調査を通して—」『経済社会とジェンダー』第4巻、pp.75-95.
- 小川真理子(2015)『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター—被害当事者支援の構築と展開』世織書房.
- 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会著（1997）『ドメスティック・バイオレンス』有斐閣.
- ウォーカー, R.E.著, 斎藤学監訳, 穂積由利子訳(1997)『バタードウーマン』金剛出版.